

# 事業場における女性活躍推進の取り組みを！

厚労省では、

女性活躍推進法の趣旨に基づき、中小企業における女性活躍推進の取り組みを加速化することを目的に、個別コンサルティングやセミナーの開催などの啓発活動が行われています。

各事業場でも本事業を活用され、女性がより活躍できる社会の実現を目指しましょう。



**令和7年度民間企業における女性活躍促進事業**

URL : <https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

# 女性が活躍できる職場づくりのため 中小企業事業主の皆さまを支援しています

女性がもっと活躍できる職場づくりを進める事業主・人事労務担当者のみなさまを個別の相談・コンサルティングやセミナー等で応援しています。



## メニュー | 事業主・人事労務担当者 向け

- 個別コンサルティングによる支援
- アンコンシャス・バイアス解消に向けたセミナー（配信）
- 男女賃金差異分析の支援

※大学生等への学生向け出前講座も実施します。

大学生等を対象に、キャリア開発に役立つセミナーを無料で開催します。  
大学等のキャリアセンターのご依頼をお待ちしています。  
お気軽にお問い合わせください。

詳しくは事業ホームページ  
をご確認ください



<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

「女性活躍推進事務局」  
運営窓口

本事業は厚生労働省より株式会社タスクールPlusが受託し運営しています。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-8 石井ビル4F

TEL 03-6206-7072（平日9:00-17:00）

Email [joseikatsuyaku@task-school.com](mailto:joseikatsuyaku@task-school.com)

アドバイザーによる、コンサルティング支援をしています！

あなたの企業の女性活躍を促進するために

アドバイザーがきめ細やかに支援します！

相談無料



#### 女性活躍推進法のポイント

常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主は自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、行動計画の策定、社内周知、公表が義務となっています。常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、自社の男女間賃金差異の情報公表が義務づけられています。

女性が活躍できる企業にしたい、えるばし認定を取りたい、そのために何から始めたら良いのか、具体的にどのように取り組めば良いのか悩んでいる経営者や人事労務担当者の皆様を支援します。また、「男女の賃金の差異の情報公表」について、算出・要因分析の方法や説明欄を用いた上手な情報発信についてもアドバイスします！男女の賃金の差異の数値をもとにして、一歩進んだ、より効果的な取組を始めませんか？

- 【注】・アドバイザーによる支援は原則として中小企業事業主対象  
・1社につき原則2回まで、企業訪問またはオンラインにて実施します。

詳細はホームページからご確認ください

<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>



アンコンシャス・バイアス解消に向けたセミナーを開催します！

アンコンシャス・バイアスとは...

無意識に持っている物事の捉え方の偏りや思い込みのことを指します。

性別や年齢に基づく先入観が、職場での成長の可能性や扱いに影響を与えることがあります。女性活躍を促進するためにアンコンシャス・バイアスについて学び、アンコンシャス・バイアスを解消するための取組を理解し、より公平で多様性のある職場を目指しましょう。

男性なのに育休をとるとは、仕事にやる気がないのか

女性に管理職を任せるのは可哀想

女性は家庭責任があるから残業や出張はさせない



研修動画をホームページで公開しています。  
オンラインセミナーも開催予定です。



企業の経営者・人事担当者の皆様へ

# 専門家派遣のご案内

女性がもっと活躍できる企業にするために  
中小企業事業主の皆さんを支援します



女性が活躍できる職場づくりに向けて、  
専門家を派遣し、コンサルティングを行います

## 専門家派遣でどんなことができるの？

女性が採用できない…  
女性が定着しない…  
女性管理職を増やしたい…  
そんな課題の解決の一助に!!

- ✓ 男女の賃金の差異の算出・要因分析の支援
- ✓ 一般事業主行動計画策定等の支援
- ✓ 女性のキャリアアップの取組への支援
- ✓ 柔軟な働き方ができる環境整備への支援

お気軽に  
ご相談ください



女性活躍推進法に基づく「男女の賃金差異の情報公表」について  
算出や要因分析の方法、そして今後の取組等についてもアドバイスします



訪問・オンラインによるサポート等を行います

申込  
方法

専用ホームページのエントリーフォームからお申込みください  
<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

本事業は厚生労働省より株式会社タスクールPlusが受託し、運営しています。

二次元コードからも  
お申込みいただけます



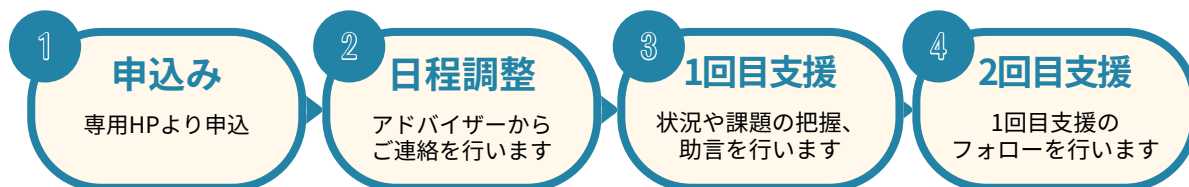


# オンラインや訪問によるコンサルティングをご利用下さい

## 対象企業

- 原則として中小企業主
- 男女の賃金の差異の情報公表や要因分析について専門家の助言を希望する企業
- 女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画策定やえるぼし認定・プラチナえるぼし認定の取得を検討している企業
- 女性活躍を促進するための取り組みが進まない、専門知識やノウハウが不足している等の課題を抱えている企業

## 支援の流れ



## 具体的な支援内容

### 男女の賃金の差異の情報公表にかかる支援

男女の賃金の差異の情報公表・要因分析、格差解消に向けた取組等について支援します。

### 行動計画策定支援

女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、目標設定等についてアドバイスをを行い、一般事業主行動計画の策定を支援します。

### 課題解決支援

認定取得（えるぼし・プラチナえるぼし）に係る内容や諸手続き等について支援します。

### えるぼし認定取得に係る支援

男女の賃金の差異の情報公表・要因分析、格差解消に向けた取組等について支援します。

## 申込方法

詳細・お申込みはホームページにアクセスしてください。  
※ 二次元バーコードを読み取っていただくと簡単にアクセスできます



その他、支援の詳細はホームページをご覧ください。 <https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

## 一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得するとこんなメリットが期待できます

- ◆ 優秀な人材の確保
- ◆ 企業イメージの向上
- ◆ 公共調達における優遇措置
- ◆ 日本政策金融公庫の融資制度



### えるぼし・プラチナえるぼしとは？

女性活躍推進法により一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

## 女性活躍推進法のポイント

常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主は自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、行動計画の策定、社内周知、公表が義務となっています。

常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、自社の男女間賃金差異の情報公表が義務づけられています。

「男女間賃金差異分析ツール」を活用して、男女の賃金の差異の要因を分析し、女性の活躍推進に取り組みましょう。

